

事業者の方へ



消費税の
インボイス
制度

令和5年10月1日から

インボイス制度が
始まります!

<インボイス制度>

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!



制度の概要

令和5年10月から「インボイス制度」(*)が開始されます。

制度開始後、適格請求書（インボイス）を交付するためには、税務署長に登録申請を行い、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があります。

(*) 制度の詳しい説明については、国税庁ホームページの「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。



インボイス制度
特設サイト



【登録申請のスケジュール】

令和3年10月1日から
登録申請が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、**原則として、
令和5年3月31日まで**に登録申請を行う必要があります。

令和3年10月1日

登録申請の受付開始

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度の導入



説明会への参加を希望される方はコチラ

日時	開催場所	定員	連絡先
6月22日(水) 14時00分~16時00分	近江八幡税務署 4階大会議室 近江八幡市桜宮町243番地2	30名	近江八幡税務署 0748-33-3141 内線25、26

- 会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に上記連絡先まで申込みをお願いします。
- 定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。